

平成六年厚生省令第六十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに  
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶  
者の自立の支援に関する法律施行規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰  
国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第  
三十号）第二条第一項第一号及び第二号並びに第  
四項、第六条第一項、第七条並びに第十三条第一  
項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国  
の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律  
施行規則を次のように定める。

（法第二条第一項第一号に規定する厚生労働省  
令で定める者）

**第一条** 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び  
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者  
の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三  
十号。以下「法」という。）第二条第一項第一  
号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の  
とおりとする。

一 中国の地域における昭和二十年八月九日以  
後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げるこ  
となく同年九月二日以前から引き続き中国の  
地域に居住している者であつて出生の届出を  
することができなかつたために同日において  
日本国民として本邦に本籍を有していなかつ  
たもの（その出生の日において日本国民とし  
て本邦に本籍を有していた者を両親とするも  
のに限る。）

二 中国の地域における昭和二十年八月九日以  
後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げるこ  
となく同年九月二日以前から引き続き中国の  
地域に居住している者であつて同日において  
日本国民として本邦に本籍を有していたもの  
を母親とし、かつ、同日において日本国民と  
して本邦に本籍を有していた者（同日以前か  
ら引き続き中国の地域に居住しているものを  
除く。）を父親として同日以後中国の地  
域で出生し、引き続き中国の地域に居住して  
いる者

三 中国の地域における昭和二十年八月九日以  
後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げるこ  
となく同年九月二日以前から引き続き中国の  
地域に居住している者であつて同日において  
日本国民として本邦に本籍を有していたもの  
及びこれらの者を両親として同日以後中国の  
地域で出生し、引き続き中国の地域に居  
住している者に準ずる事情にあるものとして  
厚生労働大臣が認める者

（法第二条第二号に規定する厚生労働省  
令で定める者）

**第二条** 法第二条第一項第二号に規定する厚生勞  
働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 樺太の地域における昭和二十年八月九日以  
後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げるこ  
となく同年九月二日以前から引き続き樺太の  
地域に居住している者であつて同日において  
日本国民として本邦又は樺太に本籍を有して  
いたもの

二 前号に掲げる者を両親として昭和二十年九  
月三日以後樺太の地域で出生し、引き続き樺  
太の地域に居住している者

三 中国の地域以外の地域において前二号に掲  
げる者と同様の事情にあるものとして厚生勞  
働大臣が認める者

（一時帰国の目的）

**第三条** 法第二条第五項に規定する厚生労働省令  
で定める目的は、次のとおりとする。

一 親族の訪問  
二 墓参り  
三 当該中国残留邦人等を養育した者であつて  
本邦に居住しているものの訪問  
四 前三号に掲げる目的に準ずるものとして厚  
生労働大臣が認める目的

（永住帰国旅費の支給）

**第四条** 法第六条第一項に規定する永住帰国のた  
めの旅行に要する費用（以下「永住帰国旅費」  
という。）の支給は、中国残留邦人等が昭和二  
十年九月二日以後初めて永住帰国する場合に行  
うものとする。

（永住帰国旅費の内容）

**第五条** 永住帰国旅費とは、中国残留邦人等の居  
住地又は厚生労働大臣が指定する地から本邦に  
おける居住予定地までの船賃、航空賃、鉄道賃  
及び車賃並びに旅行中必要と認められる宿泊  
料、食費その他の費用で、当該永住帰国のため  
の旅行及び当該中国残留邦人等の親族等（第十  
条に規定するものをいう。第七条、第十二条及  
び第十三条において同じ。）の本邦への旅行に  
要するものをいう。

**第六条** 永住帰国旅費の支給方法は、前項の旅費は、法の目的に照らし最も経済的  
な通常の経路及び方法により旅行した場合の費  
用により計算する。

（永住帰国旅費の支給方法）

**第六条** 永住帰国旅費の支給は、金銭によるこ  
とができないとき、これによるものが適当でない

とき、その他法の目的を達成するために必要が  
あるときは、乗車船券の交付その他の適切な方  
法により行うことができる。

（永住帰国旅費の支給の申請）

**第七条** 永住帰国旅費の支給を受けようとする者  
（以下この条及び次条において「申請者」とい  
う。）は、様式第一号による永住帰国旅費支給  
申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなけれ  
ばならない。

2 前項の申請は、申請者の親族（本邦に居住し  
ているものに限る。）を代理人としてすること  
ができる。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類又は書  
面を添えなければならない。

一 申請者の居住地を明らかにすることができ  
る書類  
二 申請者の生年月日を明らかにすることができ  
る書類  
三 申請者に親族等がいる場合には、当該事実  
を明らかにすることができる書類  
四 申請者に親族等がいる場合には、その者の  
生年月日を明らかにすることができる書類  
五 申請者（中国の地域に居住しているものに  
限る。）に次に掲げる者がいる場合には、そ  
の者が申請者の永住帰国に同意する旨の書面  
イ 申請者の配偶者（第十条第一号に規定す  
るものを除く。）  
ロ 申請者又はその配偶者（第十条第一号に  
規定するものに限る。）の扶養を受けてい  
る者（申請者と本邦で生活を共にするため  
に本邦に入国するものを除く。）

4 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる書類又は  
書面のほか、永住帰国旅費の支給の決定に必要  
な書類又は書面の提出を求めることができる。

（決定及び通知）

**第八条** 厚生労働大臣は、前条第一項の申請が  
あったときは、永住帰国旅費の支給の要否及び  
額を決定し、申請者に対して書面をもって、こ  
れを通知しなければならない。

（決定の取消し）

**第九条** 厚生労働大臣は、次に掲げる場合におい  
ては、前条の決定の全部又は一部を取り消すこ  
とができる。

一 中国残留邦人等が虚偽の申請その他不正の  
行為によつて永住帰国旅費の支給を受けた場  
合  
二 中国残留邦人等が支給を受けた永住帰国旅  
費を第五条第一項に規定する旅行に要する費  
用以外の用途に使用した場合

2 厚生労働大臣は、前項の規定による取消しを  
したときは、当該中国残留邦人等に対して書面  
をもつて、その旨を通知しなければならない。

（親族等）

**第十条** 法第六条第一項に規定する永住帰国する  
中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために  
本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等  
であつて厚生労働省令で定めるものは、中国残  
留邦人等の親族等（当該中国残留邦人等と本邦  
で生活を共にするために本邦に入国するものに  
限る。）のうち、次に掲げるものとする。

一 配偶者  
二 二十歳未満の妻子（配偶者のないものに限  
る。）  
三 日常生活又は社会生活に相当程度の障害が  
ある妻子（配偶者のないものに限る。）であ  
つて当該中国残留邦人等又はその配偶者の扶  
養を受けているもの

四 実子であつて当該中国残留邦人等（五十五  
歳以上であるもの又は日常生活若しくは社会  
生活に相当程度の障害があるものに限る。）  
の永住帰国後の早期の自立の促進及び生活の  
安定のために必要な扶養を行うため本邦で生  
活を共にすることが最も適当である者として  
当該中国残留邦人等から申出のあったもの

五 前号に規定する者の配偶者（前号に規定す  
る者に同行して本邦に入国するものに限る。）  
六 前各号に規定する者に準ずるものとして厚  
生労働大臣が認める者

（自立支度金の支給）

**第十一条** 法第七条に規定する中国残留邦人等及  
びその親族等の生活基盤の確立に資するため  
に必要な資金（以下「自立支度金」という。）の  
支給は、中国残留邦人等が昭和二十年九月二日  
以後初めて永住帰国した場合に行うものとし  
る。

（自立支度金の額）

**第十二条** 自立支度金の額は、次に掲げる額の合  
計額とする。

一 中国残留邦人等及びその親族等一人につき  
十六万四千八百円（当該中国残留邦人等及び  
その親族等のうち、当該中国残留邦人等が本  
邦に上陸した日において十八歳未満であるも  
のにあつては、一人につき八万二千四百円）  
二 中国残留邦人等及びその親族等のうち、当  
該中国残留邦人等が本邦に上陸した日におい

て十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額

イ 二以下 十六万三千九百円

ロ 二・五以上三・五以下 八万九千九百五十円

**第十三条** 自立支度金の支給を受けようとする者

(以下この条において「申請者」という。)は、本邦に上陸した日から一年以内、様式第二号による自立支度金支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は書面を添えなければならない。

一 申請者の生年月日を明らかにすることができ  
る書類

二 申請者の住民票の写し(日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し(在留資格(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。)を記載したものに限る。))

三 申請者が本邦に上陸した日を明らかにすることができ  
る書類

四 申請者(中国の地域に居住していたものに限る。)に次に掲げる者がいる場合には、その者が申請者の永住帰国に同意する旨の書面  
イ 申請者の配偶者(第十条第一号に規定するものを除く。)

ロ 申請者又はその配偶者(第十条第一号に規定するものに限る。)の扶養を受けていた者(申請者と本邦で生活を共にするために本邦に入国したものを除く。)

五 申請者に親族等がある場合には、当該事実を明らかにすることができ  
る書類

六 申請者に親族等がある場合には、その者の生年月日を明らかにすることができ  
る書類

七 申請者に親族等がある場合には、その者が本邦に上陸した日を明らかにすることができ  
る書類

3 申請者につき第七条第一項の規定による永住帰国旅費の支給の申請があつたときは、その申請の時に、当該申請者につき第一項の申請があつたものとみなす。ただし、当該申請者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。

4 第七条第四項及び第八条の規定は、自立支度金について準用する。この場合において、第

七条第四項中「前項各号」とあるのは「第二項各号」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

**第十三条の二** 法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等(永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。)であつて、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情にかんがみ、明治四十四年四月二日から昭和二十一年十二月三十一日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとする。

**第十三条の三** 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者(以下この条及び第十八条の八において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 初めて永住帰国した日

三 かつて国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。第十八条の八を除き、以下同じ。)であつたことがある者にあつては、国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号(以下「基礎年金番号」という。)

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号。以下「令」という。)第十七条に規定する老齢基礎年金等(以下「老齢基礎年金等」という。)の受給権者である者にあつては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 申請者が永住帰国した中国残留邦人等であることを明らかにすることができ  
る書類

二 初めて永住帰国した日を明らかにすることができ  
る書類

3 昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日(その日が昭和五十六年十二月三十一日後の日であるときは、同月三十一日)までの期間のうち、日本国籍を有していた期間に係るものを明らかにすることができ  
る書類

4 永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有することを明らかにすることができ  
る書類

5 日本国内に住所がない者にあつては、生年月日を明らかにすることができ  
る書類及び居住地を明らかにすることができ  
る書類

6 申請者が昭和二十二年一月一日以後に生まれた者であるときは、申請者が前条に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができ  
る書類

7 国民年金手帳を所持しているときは、国民年金手帳

8 老齢基礎年金等の受給権者である者にあつては、当該年金の年金証書

9 法第十三条第三項の一時金の支払を受ける金融機関の名称及び口座番号を記載した書類

10 前項の場合において、厚生労働大臣は、同項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認め  
る書類の添付を省略させることができる。

11 第七条第四項及び第八条の規定は、法第十三条第三項の一時金について準用する。この場合においては、第七条第四項中「前項各号に掲げる書類又は書面」とあるのは「第二項各号に掲げる書類」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

**第十四条** 令第八条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、次に掲げる事項を記載した申出書を、速やかに、日本年金機構(以下「機構」という。)に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 かつて国民年金の被保険者であつたことがあつて、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した後に氏名を変更したものに  
あつては、変更前の氏名

三 国民年金の被保険者及びかつて国民年金の被保険者であつたことがあつては、行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)又は基礎年金番号

四 日本国内に住所がない者であつて厚生労働大臣が定めるものにあつては、日本国内における最後の住所

五 老齢基礎年金等の受給権者である者にあつては、個人番号又は基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができ  
る書類

二 申出者が永住帰国した中国残留邦人等であることを明らかにすることができ  
る書類

三 生年月日を明らかにすることができ  
る書類(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該申出者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができ  
ないときに限る。)

四 初めて永住帰国した日を明らかにすることができ  
る書類

五 昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日(その日が昭和五十六年十二月三十一日後の日であるときは、同月三十一日)までの期間のうち、日本国籍を有していた期間に係るものを明らかにすることができ  
る書類

六 令第一条第二項に規定する基準永住帰国日を明らかにすることができ  
る書類

**第十五条** 令第九条第一項の規定による保険料の納付(以下「特例追納」という。)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 前条の申出を行った後に氏名を変更した者（国民年金の被保険者である者を除く。）にあつては、変更前の氏名

三 特例追納を行おうとする月数

四 個人番号又は基礎年金番号

二 特例追納は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第四十一号）別紙第四号の十五書式によつて行うものとする。

（繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求）

第十五条の二 令第十八条第一項の規定による同項に規定する繰上げ年金（以下「繰上げ年金」という。）の額の特例に係る改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣を経由して機構に提出することによつて行わなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 繰上げ年金の年金証書の年金コード

二 前項の請求書は、第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請と同時に、厚生労働大臣に対し理由のため提出しなければならない。

（老齢基礎年金等の額の改定の請求）

第十六条 令第十九条第二項の規定による老齢基礎年金等の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 老齢基礎年金等の年金証書の年金コード

二 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 特例追納を行つたことを明らかにすることができる書類

（裁定の請求の特例）

第十七条 請求者が次の表の上欄に掲げる規定による老齢年金の受給権を取得した際に同表の下欄に掲げる年金の受給権者であつた場合には、老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）第二条又は国民年金法施行規則等の

一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号。以下「昭和六十一年改正省令」という。）附則第八条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正省令第一条の規定による改正前の国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十六条の規定により機構に提出する同表の上欄に掲げる規定による老齢年金の裁定請求書に、同表の下欄に掲げる年金の国民年金証書を添えなければならない。

令第十八条の二	令第十九条の三	令第二十條	令第二十一條
旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金	旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金	旧国民年金法第九條の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金	旧国民年金法第九條の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金

令第二十二條	令第二十三條	令第二十四條	令第二十五條
旧国民年金法第九條の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金	旧国民年金法第九條の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金	旧国民年金法第九條の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金	旧国民年金法第九條の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金

（機構への事務の委託）

第十七条の二 令第十九条の三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事務は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報の提供を受けることに係る事務とする。（申請書等の記載事項）

（当該世帯に当該特定中国残留邦人等以外の特定中国残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イ 当該特定中国残留邦人等に支給される老齢基礎年金等、国民年金法による老齢基礎年金以外の同法による年金たる給付、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付その他これらに類する給付の額のうち支払を受けるものの月額に相当する額（その額が国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間の月数が四百八十である者に支給される同法による老齢基礎年金の額（同法第二十七条に規定する改正率であつて同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定したものを乗ずる場合におけるものに限る。）の月額に相当する額を上回るときは、当該額）



同項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であった者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者であった者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者であった者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされてきたものであって、当該特定配偶者であった者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者であった者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ニ 当該特定配偶者であった者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者等を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てられるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であった者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ 配偶者支援金  
ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の収入（給付金等による収入を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額が一萬五千円を上回るときは、当該特定配偶者であった者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ その者の前年分（一月から五月までの間）にあっては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並びにその

者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定配偶者等に係るものととの差額に相当する額

2 法第十四条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとす

（法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）  
第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該特定配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該特定配偶者  
二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該特定配偶者であつた者  
（法第十四条第三項の規定による支援給付の程度）

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該特定配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行ふものとする

（支援給付に係る厚生労働省令等の適用）  
第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百一条から第百三条まで、第百七条及び第百八条（これらの規定を同令第百三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援給付を生活保護法第十五条の医療扶助（以下「医療扶助」という。）とみなす。

二 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第九十条から第九十二条まで、第九十七条及び第九十八条の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援給付を医療扶助とみなす。

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の四、第七条の六、第七条の七、第十八条の四、第十八条の四十五、第十八条の四十六、第十八条の四十七第二項、第二十五条の三、第二十五条の二十四の二、第二十五条の二十四の四、第二十五条の二十四の五及び第二十五条の二十五第二項の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を必要とする状態にある者を生活保護法第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）とみなす。

四 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の規定の適用については、次に定めるところによる。  
イ 介護保険法施行規則第八十三条の五（同令第七十二条の二において準用する場合を含む。）、第九十七条の三、第百条及び第百十三条の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者として、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を生活保護法第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）と、生活支援給付を同法の規定による生活扶助とみなす。

ロ 介護保険法施行規則第七十条第二項の規定の適用については、同項第五号中「第三十八条第一項第一号」とあるのは、「第三十八号第一項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。））においてその例による場合を含む。」とする。

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十七条、第三十九条（同令第五十二条（同令附則第十条第二項において準用する場合を含む。）及び附則第十條第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第六十四条の四第二項及び第六十五条の四の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。

六 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第二十四号）附則の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

七 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第六十四条及び第六十五条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。

八 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第六条第一項、第七条、第九条及び第十條の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を保護とみなす。

九 厚生労働大臣が発する厚生労働省令以外の命令の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（法第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給の申請）  
第十八条の七の二 法第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第三号による配偶者支援金支給申請書を法第十四条第三項又は平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による法第十四条第一項の支援給付の支給を当該申請者に対して行う都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長に提出して申請しななければならない。

2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにすることができ、書類を添えなければならない。ただし、前項の申請を受けた都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、当該書類により証明すべき事実を戸籍等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。（法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供）

第十八条の八 法第十七条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国残留邦人等（明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。）であつて第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行つていないものの次に掲げる事項（申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。）に関する情報であつて機構が保有するも

と、申請者が特定配偶者であることを明らかにすることができ、書類を添えなければならない。ただし、前項の申請を受けた都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、当該書類により証明すべき事実を戸籍等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。（法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供）

の全部又は一部を提供することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 国民年金の被保険者の資格に関する事項及び保険料の納付に関する事項

四 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者並びに法律によって組織された共済組合の組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格に関する事項並びに事業所又は事務所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称

第十九条 法第十八条第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用（以下「一時帰国旅費」という。）の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。  
一 中国残留邦人等が昭和二十年九月二日以後初めて一時帰国する場合  
二 中国残留邦人等が最後に本邦に上陸した日から一年が経過した後初めて一時帰国する場合

2 前項に規定するほか、厚生労働大臣が特別の事情があると認める場合には、一時帰国旅費の支給を行うことができる。  
（一時帰国旅費の支給の申請）  
第二十条 一時帰国旅費の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第四号による一時帰国旅費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
一 申請者の居住地を明らかにすることができる書類  
二 申請者の生年月日を明らかにすることができる書類  
三 申請者に次条に規定する親族等がいる場合には、当該事実を明らかにすることができる書類

四 第二十二條に規定する場合であつて介護人（申請者同行するものに限る。）がいるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

第二十一条 法第十八条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の十八

歳未満の子（配偶者がいないものに限る。）であつて当該中国残留邦人等と同行するものとする。  
（一時帰国のために介護人が必要な場合）  
第二十二條 法第十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該中国残留邦人等につき当該介護人の介護がなければ当該一時帰国のための旅行を行うことが困難であると認められる場合とする。  
（準用）  
第二十三條 第五条、第六条、第七条第二項及び第四項、第八条並びに第九条の規定は、一時帰国旅費について準用する。この場合において、第五条中「居住予定地」とあるのは「滞在予定地」と、「船賃」とあるのは「往復の船賃」と、「永住帰国」とあるのは「一時帰国」と、「第十条に規定するものを用いる」とあるのは「第二十一条に規定するものを用いる」と、又は「第七条第二項中「前項」とあるのは「第二十条第一項」と、同条第四項中「前項各号に掲げる書類又は書面」とあるのは「第二十条第二項各号に掲げる書類」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第二十条第一項」と、第九条第一項中「前条」とあるのは「第二十三条において準用する前条」と、「第五条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第五條第一項」と読み替えるものとする。  
第二十四條 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請の趣旨及びその年月日並びに申請者の居住地を記載するとともに、申請者が自ら署名した書類（次項において「フレキシブルディスク等」という。）を提出することによって行うことができる。

Table with 2 columns: Item description and Form type. Includes items like 'Form No. 1: Sample Form No. 1 for Permanent Residence Return Fee Payment' and 'Form No. 2: Sample Form No. 2 for Independent Support Fee Payment'.

によりフレキシブルディスク等を提出する場合は、フレキシブルディスクと併せて提出する書類には、申請者の氏名及び居住地並びに代理人の居住地を記載するとともに、当該代理人が自ら署名しなければならない。  
（フレキシブルディスクの構造）  
第二十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。  
（フレキシブルディスクへの記録方式）  
第二十六条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。  
一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式  
二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式  
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）  
第二十七条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号（昭和六十二年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一 申請者の氏名  
二 申請年月日  
様式第一号（第七條関係）

Form No. 1: Permanent Residence Return Fee Payment Application Form. Includes fields for applicant name, address, and date.

Form No. 2: Independent Support Fee Payment Application Form. Includes fields for applicant name, address, and date.

中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに在住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費の支給を申請します。  
令和 年 月 日  
申請者署名 \_\_\_\_\_  
厚生労働大臣 殿

中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに在住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費の支給を申請します。  
令和 年 月 日  
申請者署名 \_\_\_\_\_  
厚生労働大臣 殿



附則抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

附則（平成七年三月二七日厚生省令第一一四号）  
二 二 一の省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第十四条第一項第二号の改正規定は、平成七年十月一日から施行する。

2 平成七年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成八年三月二六日厚生省令第一四号）  
この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年一〇月一日厚生省令第五八号）抄  
第一条 この省令は、平成九年一月一日から施行する。

（基礎年金番号に関する通知書）  
第二条 社会保険庁長官は、平成九年一月一日において現に次の各号のいずれかに該当する者（同日において当該各号のいずれかに該当するに至つた者を除く。）に対し、基礎年金番号に関する通知書を交付しなければならない。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号。以下この項において「法」という。）第七條第一項に規定する被保険者又は法附則第五條第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一條第一項の規定により被保険者となつた者（法第三條第二項に規定する共済組合以下この項及び次条において単に「共済組合」という。）の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この項及び次条において同じ。）である法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者にあつては、法第八條又は法附則第八條の規定により社会保険庁長官が共済組合の組合員に関する資料の提供を受けた場合に限る。）

二 第一條の規定による改正後の国民年金法施行規則（以下「新国民年金法施行規則」という。）第十六條第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付の受給権者（法第八條又は法附則第八條の規定により社会保険庁長官が受給権者に関する資料の提供を受けた場合に限る。ただし、同時に同号イからハまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付の受給権者である者を除く。）  
2 国民年金手帳を所持している者は、前項の規定による通知書の交付を受けたときは、これを当該国民年金手帳にはりつけなければならない。  
（事業主等の経由）  
第三条 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、厚生年金保険の被保険者に通知書を交付するときは、当該被保険者を使用する事業主を経由することができる。  
2 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、共済組合の組合員に通知書を交付するときは、当該組合員が所属する共済組合を経由するものとする。  
（準用）  
第三条の二 厚生年金保険法施行規則第十七條の二の規定は、附則第二條第一項の基礎年金番号に関する通知書について準用する。この場合において、厚生年金保険法施行規則第十七條の二中「第三條第一項若しくは第二項若しくは第六條の規定により年金手帳の提出を受けたとき又は第八十一條第二項」とあるのは、「前条第一項」と読み替へるものとする。  
第四条 社会保険庁長官は、平成九年一月一日において現に新国民年金法施行規則第十六條第一項第六号イからハまでに掲げる年金たる給付（同号イに掲げる年金たる給付のうち老齢福祉年金を除く。）又は船員保険法による年金たる保険給付の受給権者（同日において当該年金たる給付又は年金たる保険給付の受給権者となるに至つた者を除く。）である者に対し、次の各号に掲げる事項を記載したその年金の年金証書を交付しなければならない。  
一 年金の種類及びその年金の年金証書の記号番号並びに年金コード（年金の種類及びその区分を表す記号番号をいう。）  
二 受給権者の氏名及び生年月日  
三 受給権者取得した年月  
（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第十九條 附則第二條第一項に規定する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰

官が受給権者に関する資料の提供を受けた場合に限る。ただし、同時に同号イからハまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付の受給権者である者を除く。）  
2 国民年金手帳を所持している者は、前項の規定による通知書の交付を受けたときは、これを当該国民年金手帳にはりつけなければならない。  
（事業主等の経由）  
第三条 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、厚生年金保険の被保険者に通知書を交付するときは、当該被保険者を使用する事業主を経由することができる。  
2 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、共済組合の組合員に通知書を交付するときは、当該組合員が所属する共済組合を経由するものとする。  
（準用）  
第三条の二 厚生年金保険法施行規則第十七條の二の規定は、附則第二條第一項の基礎年金番号に関する通知書について準用する。この場合において、厚生年金保険法施行規則第十七條の二中「第三條第一項若しくは第二項若しくは第六條の規定により年金手帳の提出を受けたとき又は第八十一條第二項」とあるのは、「前条第一項」と読み替へるものとする。  
第四条 社会保険庁長官は、平成九年一月一日において現に新国民年金法施行規則第十六條第一項第六号イからハまでに掲げる年金たる給付（同号イに掲げる年金たる給付のうち老齢福祉年金を除く。）又は船員保険法による年金たる保険給付の受給権者（同日において当該年金たる給付又は年金たる保険給付の受給権者となるに至つた者を除く。）である者に対し、次の各号に掲げる事項を記載したその年金の年金証書を交付しなければならない。  
一 年金の種類及びその年金の年金証書の記号番号並びに年金コード（年金の種類及びその区分を表す記号番号をいう。）  
二 受給権者の氏名及び生年月日  
三 受給権者取得した年月  
（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第十九條 附則第二條第一項に規定する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰

国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三條の三第一項第二号に規定する基礎年金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第二條第一項の規定により交付された通知書に記載された記号番号とする。  
2 附則第四條に規定する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三條の三第一項第三号に規定する基礎年金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第四條第一号の記号番号とする。  
（請求等に係る経過措置）  
第二十一條 この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりした請求、届出その他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によつてした請求、届出その他の行為とみなす。

附則（平成八年一〇月三十一日厚生省令第六〇号）  
この省令は、平成九年一月一日から施行する。  
附則（平成九年四月一日厚生省令第四二七号）抄  
（施行期日等）  
1 この省令は、公布の日から施行し、平成九年四月一日から適用する。  
（経過措置）  
2 平成九年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年四月二日厚生省令第四八号）抄  
（施行期日等）  
1 この省令は、公布の日から施行し、平成十年四月一日から適用する。  
（経過措置）  
2 平成十年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成一二年三月二六日厚生省令第一七号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成一二年三月三〇日厚生省令第三一〇号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 平成十一年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成一二年二月二八日厚生省令第一八号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりなされた申請、届出その他の行為は、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりなされた申請、届出その他の行為とみなす。

附則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第二二七号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
（様式に関する経過措置）  
3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（平成一四年三月三十一日厚生労働省令第五六号）抄  
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。  
2 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第一〇号）附則第三條に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。  
一 四十九万八千円に市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による国民年金の基礎年金等事務費交付金の算定に関する省令

（経過措置）  
2 平成十一年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成一二年二月二八日厚生省令第一八号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりなされた申請、届出その他の行為は、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりなされた申請、届出その他の行為とみなす。

附則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第二二七号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
（様式に関する経過措置）  
3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。



別表第一(1)、(2)、(3)及び(4)の係数の合計数に1を加えた数乗じて得た額に、当該市町村における年間平均被保険者数に応じて同別表第二に定める点数に社会保障庁長官が定める調整係数を乗じて得た点数を乗じて得た額に、十二分の二を乗じて得た額

二 当該市町村における平成十三年度の交付単価(第一条の規定による改正前の国民年金の基礎年金等事務費交付金の算定に関する省令別表第三に定める交付単価をいう。)に、平成十四年四月に係る市町村検認等取扱件数(第一条の規定による改正前の国民年金の基礎年金等事務費交付金の算定に関する省令第一条第五号に規定する市町村検認等取扱件数をいう。)を乗じて得た額

附則(平成一五年三月三十一日厚生労働省令第七〇号)

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 平成十五年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則(平成一五年三月三十一日厚生労働省令第七二号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則(平成一六年四月一日厚生労働省令第九三三号)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 平成十六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則(平成一七年三月三十一日厚生労働省令第五八号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則(平成一八年三月三十一日厚生労働省令第九一号)

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 平成十八年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則(平成一九年二月五日厚生労働省令第一四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成一九年二月二八日厚生労働省令第一五四号)抄

1 この省令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第十三条の次に二条を加える改正規定(第十三条の二に係る部分に限る。)は、同年三月一日から施行する。

附則(平成二〇年二月八日厚生労働省令第一二二号)

1 この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三条の三第一項の規定による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十三条第三項の一時金の支給の申請を行った者について、この省令による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十五条の二第二項の規定を適用する場合においては、同項中「第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請」とあるのは、「平成二十年三月十七日までの」とする。

附則(平成二〇年三月一八日厚生労働省令第三七号)

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正法附則第二条の規定による支援給付の実施の方法

第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する特定中国残留邦人等(中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)第十三条第二項の特定中国残留邦人等という。以下同じ。)に対しては、当該特定中国残留邦人等が改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(法第十四条第一項の支援給付の開始の申請を行ったものとみなして、法に定めるところにより、同項の支援給付を行うものとする。)

改正法附則第三条に規定する厚生労働省令で定める機関

第三条 改正法附則第三条に規定する厚生労働省令で定める機関は、助産機関とする。

改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等

第四条 改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一 当該配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。)(当該世帯に当該配偶者以外の特定中国残留邦人等の配偶者であった者(以下「配偶者であった者」という。)があるとき(当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であった者が改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者又はその配偶者であった者が同項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であった者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該配偶者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労又は事業に基づいて得られる収入の月額に相

当する額(以下「勤労収入等の額」という。)(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

ニ 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者の渡航費に充てられるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ 配偶者支援金

ト イからへまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十八条の二第一項第一号トに規定する給付金等による収入を除く。)の月額の十分の三に相当する額

チ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ニ 当該世帯に前号に規定する当該配偶者以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額(イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額)

イ その者の前年分(一月から五月までの間)にあつては、前々年分(昭和三十九年法律第三十三号)の規定による合計所得金額をいう。から、当該所得の額及び当該所得に係る社会保険料控除額(同法の規定による社会保険料控除の額をいう。)並びにその者の前年度分(四月及び五月にあつては、前々年度分)の道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るもの

と前号に規定する当該配偶者に係るものと  
の差額に相当する額

2 改正法附則第四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第五条 改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者とする。

(改正法附則第四条第一項の規定による支援給付の程度)

第六条 改正法附則第四条第一項の規定による同項の支援給付は、同項に規定する世帯の収入の額が当該配偶者及び前条に規定する者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

附則 (平成二〇年三月三十一日厚生労働省令第八〇号)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(標示に関する経過措置)

第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条及び第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)様式第三号の規定の例による場合においては、同号中「生活保護指定(医)」とあるのは、「中国残留邦人等支援法指定(医)」又は生活保護指定(医)と読み替えるものとする。

附則 (平成二二年六月一日厚生労働省令第一一五号)

この省令は、平成二十一年六月一日から施行し、同日以後に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十八条の二第二項及び第十八条の四第二項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第四条第二項の規定により算出する世帯の収入の額について適用する。

附則 (平成二二年二月二十八日厚生労働省令第一六七号) 抄

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則 (平成二二年二月二十八日厚生労働省令第一六八号) 抄

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則 (平成二三年三月三十一日厚生労働省令第四一〇号)

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 平成二十三年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年三月三十一日厚生労働省令第三四〇号)

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 平成二十四年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年三月二十八日厚生労働省令第四〇〇号) 抄

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年六月二十九日厚生労働省令第九七号) 抄

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附則 (平成二五年一月一八日厚生労働省令第四四号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年七月二三日厚生労働省令第九一〇号)

この省令は、平成二十五年八月一日から施行し、同日以後に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

施行規則第十八条の二第二項及び第十八条の四第二項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第四条第二項の規定により算出する世帯の収入の額について適用する。

附則 (平成二五年九月二十九日厚生労働省令第一〇六号)

1 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

2 平成二十五年九月三十日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則 (平成二六年三月三十一日厚生労働省令第三七〇号)

1 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

2 平成二六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則 (平成二六年六月三日厚生労働省令第六七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年九月九日厚生労働省令第一〇四号)

第一条 この省令は、平成二六年十月一日から施行する。

第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六六号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けている配偶者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号。以下「施行規則」という。)第十八条の二から第十八条の六までの規定の適用については、なお従前の例による。

第三条 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等)

附則 (平成二五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一 当該配偶者(当該世帯に当該配偶者以外の配偶者であった者があるとき(当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であった者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者又はその配偶者であった者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る施行規則第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされてきたものであつて、当該配偶者が支払を受けたもの

ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

ニ 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であつた者(以下この項において「当該配偶者等」という。)を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のため当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十八条の二第一項第一号トに規定する給付金等による収入(次号トにおいて「給付金

一 当該配偶者(当該世帯に当該配偶者以外の配偶者であつた者があるとき(当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であった者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者又はその配偶者であった者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る施行規則第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされてきたものであつて、当該配偶者が支払を受けたもの

ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

ニ 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であつた者(以下この項において「当該配偶者等」という。)を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のため当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十八条の二第一項第一号トに規定する給付金等による収入(次号トにおいて「給付金

等による収入」という。)を除く。)の月額  
の十分の三に相当する額  
ト ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収  
入等の額が一萬五千元を上回るときは、当  
該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の  
月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に配偶者であった者があるとき  
(当該世帯に属する前にあつては継続してそ  
の配偶者であつた者が中国残留邦人等の円滑  
な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に  
関する法律の一部を改正する法律(平成十九  
年法律第二百二十七号)附則第四条第一項の規  
定により同項の支援給付を受けることとなる  
配偶者であり、当該世帯に属する間にあつて  
は継続して当該配偶者が法第十四条第三項の  
規定により同項の支援給付を受け、かつ、そ  
の配偶者であつた者が婚姻をしていない場合  
その他これに類する場合に限る。)は、当該  
配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者であつた者の配偶者であつた  
特定中国残留邦人等に係る施行規則第十八  
条の二第一項第一号イ又はロに掲げるもの  
とされたものであつて、当該配偶者であ  
つた者が支払を受けるもの  
ロ 当該配偶者であつた者の事業に基づいて  
得られる収入の月額に係る必要経費の額に  
相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた  
者の勤労収入等の額(その額が一萬五千元  
を上回るときは、一萬五千元)

ニ 当該配偶者であつた者の収入の月額に相  
当する額のうち、当該配偶者等を養育した  
者であつて中国等の地域に居住しているも  
のの訪問、中国等の地域における墓参り等  
のための当該配偶者等の渡航費に充てられ  
たため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てら  
れるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額  
以外の当該配偶者であつた者の収入の月額  
に相当する額のうち、保護の程度の決定に  
おいて収入の額と認定されないもの

ヘ 配偶者支援金  
ト イからへまでに掲げる額以外の当該配偶  
者であつた者の収入(給付金等による収入  
を除く。)の月額の十分の三に相当する額  
チ 者の勤労収入等の額が一萬五千元を上回

ときは、当該配偶者であつた者の勤労に基  
づいて得られる収入の月額に係る必要経費  
の額に相当する額  
三 当該世帯に当該配偶者等以外の者があると  
きは、その者の収入の月額に相当する額(イ  
に掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲  
げる額を上回るときは、その者の収入の月額  
に相当する額からその上回る部分の十分の七  
に相当する額を控除して得た額)

イ その者の前年分(一月から五月までの間  
にあつては、前々年分)の所得税に係る合  
計所得金額(所得税法(昭和四十年法律第  
三十三号)の規定による合計所得金額をい  
う。)から、当該所得税の額及び当該所得  
税に係る社会保険料控除額(同法の規定に  
よる社会保険料控除の額をいう。)並びに  
その者の前年度分(四月及び五月にあつて  
は、前々年度分)の道府県民税及び市町村  
民税(都民税及び特別区民税を含む。)の  
額を控除して得た額を十二で除して得た額  
に相当する額

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月  
額であつて当該世帯に属する者に係るもの  
と当該配偶者等に係るものとの差額に相当  
する額

2 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定  
する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額  
に相当する額から前項各号に掲げる額を控除し  
て算出するものとす。

(平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定  
する厚生労働省令で定める者)

第四条 平成二十五年改正法附則第二条第三項に  
規定する厚生労働省令で定める者は、次のとお  
りとする。

一 当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第  
一号に規定する当該配偶者  
二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当  
該配偶者であつた者

(平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定  
による支援給付の程度)

第五条 平成二十五年改正法附則第二条第三項の  
規定による法第十四条第一項の支援給付は、平  
成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する  
世帯の収入の額が当該配偶者及び前条各号に掲  
げる者について生活保護法(昭和二十五年法律  
第百四十四号)第八条第一項の基準により算出  
した額に比して不足する範囲内において行うも  
のとする。

(平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定  
による配偶者支援金の支給の申請)  
第六条 平成二十五年改正法附則第三条第一項の  
規定による配偶者支援金の支給を受けようとし  
る者(以下この条において「申請者」という。)は、  
施行規則様式第三号による配偶者支援金支  
給申請書を法第十四条第三項又は平成二十五年  
改正法附則第三条第一項の規定による同条第一  
項の支援給付の支給を当該申請者に対して行う  
都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する  
町村長に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であ  
ることを明らかにすることができると書類を添え  
なければならぬ。ただし、前項の申請を受け  
た都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理す  
る町村長は、当該書類により証明すべき事実を  
戸籍等により確認することができるときは、  
当該書類を省略させることができる。

附則 (平成二十六年一月二日厚生労働省令第一二二号) 抄  
第一条 この省令は平成二十七年一月一日から施  
行する。

附則 (平成二十六年一月二日厚生労働省令第一二二号) 抄  
第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施  
行する。

附則 (平成二十七年四月二日厚生労働省令第八五号)  
(施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
2 施行日の前日以前に本邦に上陸した中国残留  
邦人等に係る自立支度金の額については、なお  
従前の例による。

附則 (平成二十七年五月二六日厚生労働省令第一〇五号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、行政手続における特定の個人  
を識別するための番号の利用等に関する法律  
(以下「番号利用法」という。)の施行の日(平  
成二十七年十月五日)から施行する。ただし、  
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日  
から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二  
条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九  
条から第二十九条まで及び第三十一条から第  
三十八条までの規定、番号利用法附則第一条  
第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八  
年一月一日)

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永  
住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自  
立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴  
う経過措置)

第十三条 この省令の施行の際現に提出されてい  
る第二十九条の規定による改正前の中国残留邦  
人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中  
国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関  
する法律施行規則による自立支度金支給申請書  
(次項において「旧様式」という。)は、同条の  
規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及  
び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規  
則による自立支度金支給申請書とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用  
紙については、当分の間、これを取り繕つて使  
用することができる。

附則 (平成二十七年九月三〇日厚生労働省令第一五三三号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施  
行する。

附則 (平成二十八年二月二六日厚生労働省令第二六号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年三月三一日厚生労働省令第七四号)  
(施行期日)  
1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行  
する。

(経過措置)  
2 平成二十八年三月三十一日以前に本邦に上陸  
した中国残留邦人等に係る自立支度金の額につ  
いては、なお従前の例による。

附則 (平成二十八年七月一日厚生労働省令第一二五号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十九年三月二二日厚生労働省令第二〇号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一月三十一日厚生労働省令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年三月五日から施行する。ただし、第一条（第二表に係る改正規定に限る。）、第二条（第二表に係る改正規定に限る。）、第十条（第二表に係る改正規定に限る。）及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前に住所の変更又は死亡があつた場合における住所の変更の届出又は死亡の届出については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年三月三〇日厚生労働省令第五七号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三二年三月二十九日厚生労働省令第五三号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十一年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月一九日厚生労働省令第一八号）

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日厚生労働省令第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年三月三十一日厚生労働省令第六九号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和二年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。